



禁止事項

使用承認の取り消しの対象となる主な禁止事項

使用承認者以外の使用

使用承認された方以外が耕作することは禁止です。

区画外耕作

自分の区画以外の空地や通路に耕作をすることは禁止です。

ゴミの放置

雑草・野菜クズなどのゴミを、農園内や農園近くのゴミ集積所に捨てることは禁止です。
必ず自宅へ持ち帰り始末してください。
(可燃ごみとして家庭から一度に出せる草ごみの量は、45ℓ袋×3袋までです。)

火気の使用

物を燃やすこと(喫煙・たき火など)はすべて禁止です。

自動車での来園

自動車で来園することは禁止です。

飲酒

農園内で飲酒をすることは禁止です。

騒音

騒音により近隣住民に迷惑をかけることは禁止です。特に早朝などの時間帯の周辺に伝わるようなおしゃべりも迷惑になることがありますので気をつけてください。

区画の放置

雑草を繁茂させるなど区画を放置すると、近隣の区画の方の迷惑になります。
週に一回は、農園に行ってみましょう。

悪臭を放つ堆肥等の使用

悪臭を放つ堆肥・鶏糞等の使用は、すべて禁止です。

★上記のほか、「区民農園利用の手引き」に記載されている禁止行為をした場合には、使用承認を取り消します。これらの行為をしている人を見かけた方は、すぐに連絡をお願いいたします。

[連絡先] 葛飾区役所 環境課 緑と花のまち推進係

TEL 5654-8239 (直)

3695-1111 (代) 内線3506